



磐田市公民連携 ガイドライン

【第2版】

令和6年4月

磐田市企画部政策推進課





1. ガイドライン策定の趣旨

公民連携とは

行政と企業やNPOなどの民間事業者が連携し、
公共サービスの提供や社会課題の解決などに取り組むこと。

本ガイドラインは、磐田市が公民連携を推進するにあたっての基本的な姿勢や考え方を示すことで、民間事業者と磐田市がお互いの認識を共有し、時代や社会の大きな変化に対してもしなやかに対応し、

「安心できるまち、人が集まる磐田市」の実現に向けて、
公民が力を合わせて取り組むことを目的として策定します。



2. 磐田市が目指す公民連携のあり方



メリット

- ・市民サービスの向上
- ・地域活性化

市民

磐田から世界へ！

メリット

- ・社会貢献による企業イメージ向上
- ・ビジネスチャンスの拡大

企業・
NPO・
大学等

磐田市

メリット

- ・財政的、人的負担の軽減
- ・業務の効率化



市民、行政、民間事業者が力を合わせ、三者にとってメリットのある関係を築き、**将来的に磐田市で生まれた連携が世界中に広まることを目指します。**

3. 磐田市の公民連携の現状と課題



現状

- 窓口業務の民間委託や指定管理者制度の導入など、民間活力を活用
- 幅広い分野にわたっての連携協定の締結

課題

【民間事業者】

△どこに相談すればよいか分からない

【磐田市】

- △行政課題・地域課題等の能動的かつ積極的な発信
- △公民連携に関するノウハウや情報の蓄積・共有が少ない



幅広い分野の連携を取りまとめる専門部署が必要

4. 専門部署の設置



磐田市公民連携デスク (企画部政策推進課内に設置)



【ワンストップ窓口機能】

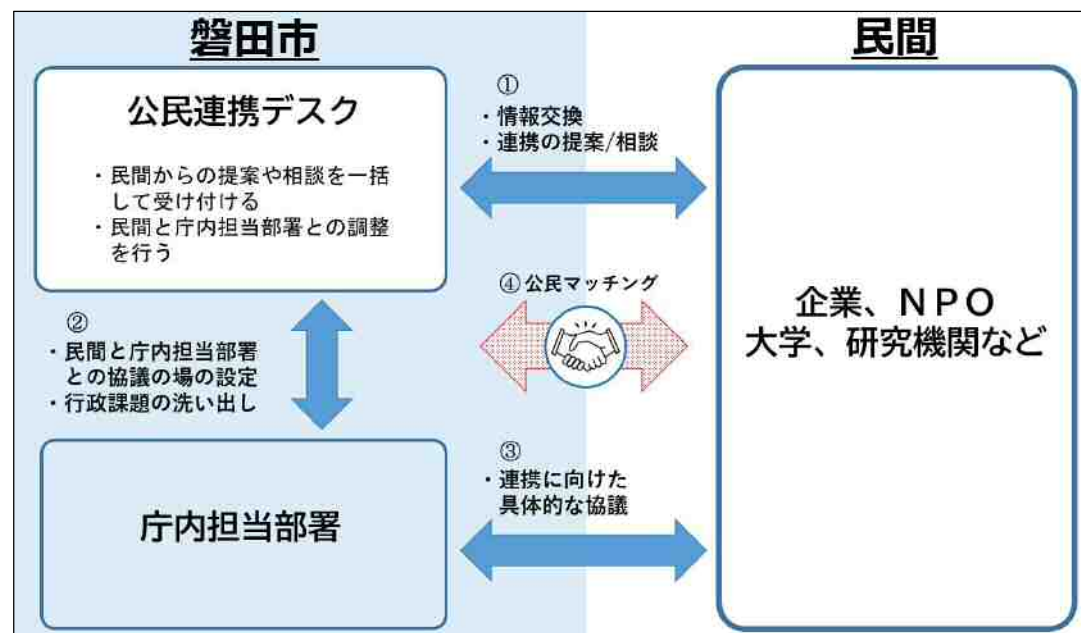
- ・民間事業者からの相談、提案を一元的に受け付けます。

【つなぐ機能】

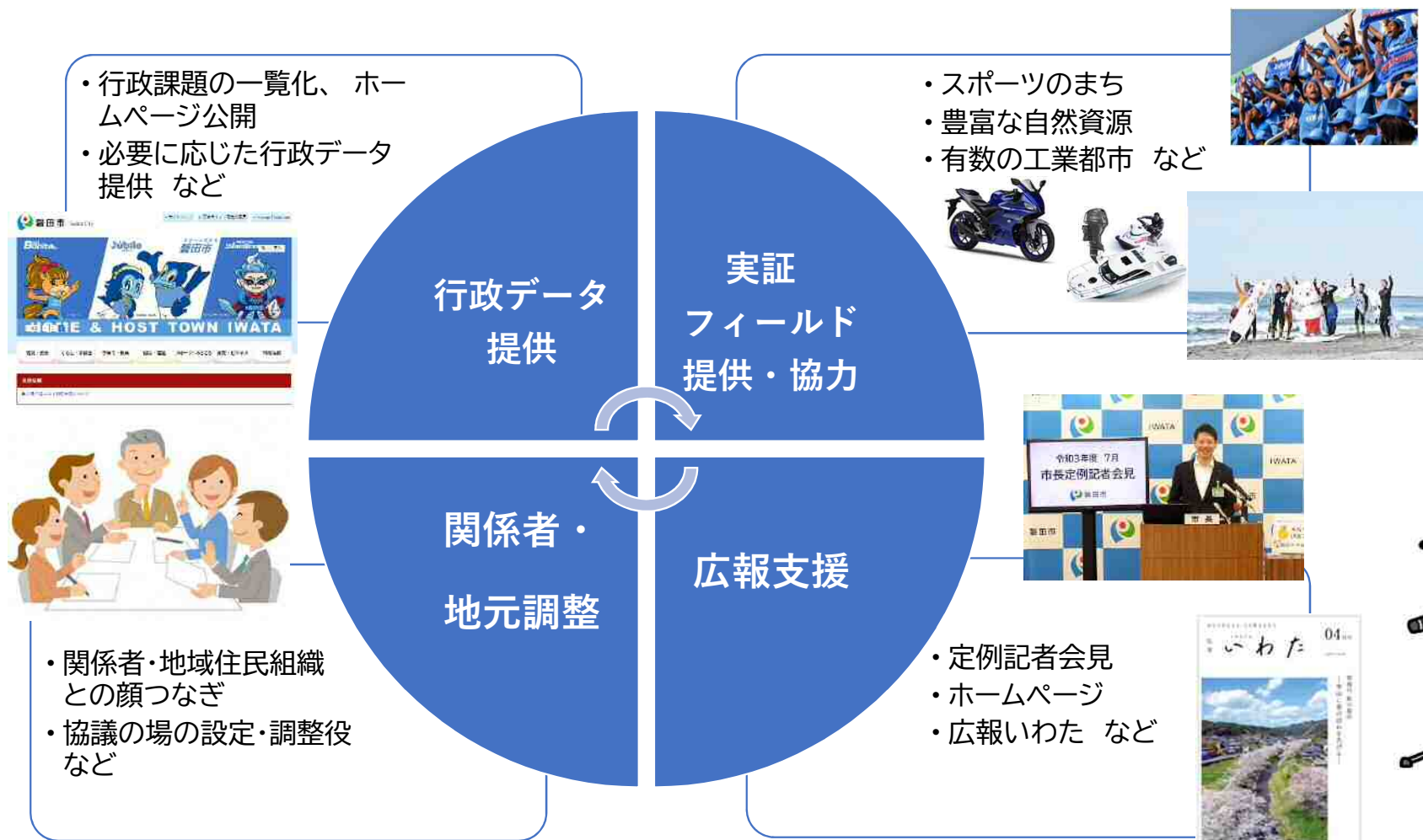
- ・相談、提案を担当部署へつなぎ、協議の場を設定します。

【アイデア募集機能】

- ・市の課題を取りまとめ公表し、解決のためのアイデアを募集します。



5. 磐田市が提供するサポート



6. 公民連携を進めるための6原則



① 公平性の確保

全ての民間事業者に提案の機会を確保します。

② 対等な関係

対話による相互理解を心掛け、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

③ 役割分担と責任の明確化

連携事業の推進にあたり、役割分担と責任の所在を明確にします。



6. 公民連携を進めるための6原則



④透明性の確保とアイデアの保護

連携事業は原則公開しますが、民間事業者の独自のアイデアについては、協議の上、保護します。

⑤目標の共有と振り返り

連携事業の推進にあたっては、市民目線に立ち、市民サービスの向上や地域活性化等の目標を共有して取り組み、実施後には事業を振り返り、評価・効果検証を行います。

⑥契約に係る規定の順守

連携事業の推進にあたっては、原則として市の財政負担を要しないものを想定していますが、協議の上、市の財政負担が見込まれる場合には、契約に係る規定に基づき適切に対応します。





7. 公民連携のプロセス

①連携事業の提案

○自由提案型

民間事業者のノウハウを活かした自由な発想による提案を募集します。

○課題提示型

市が抱える課題や求めたいアイデアについて提案を募集します。

②連携手法の検討

- ・民間事業者との対話を通じ、市と民間事業者双方にとってメリットのある連携手法を検討します。
- ・庁内関係部署と調整し、事業化の可否、協定締結の有無、公募の必要性など最適な連携手法を選択します。

原則！



財政負担
なし

⇒10ページへ

公平性・透明性の確保

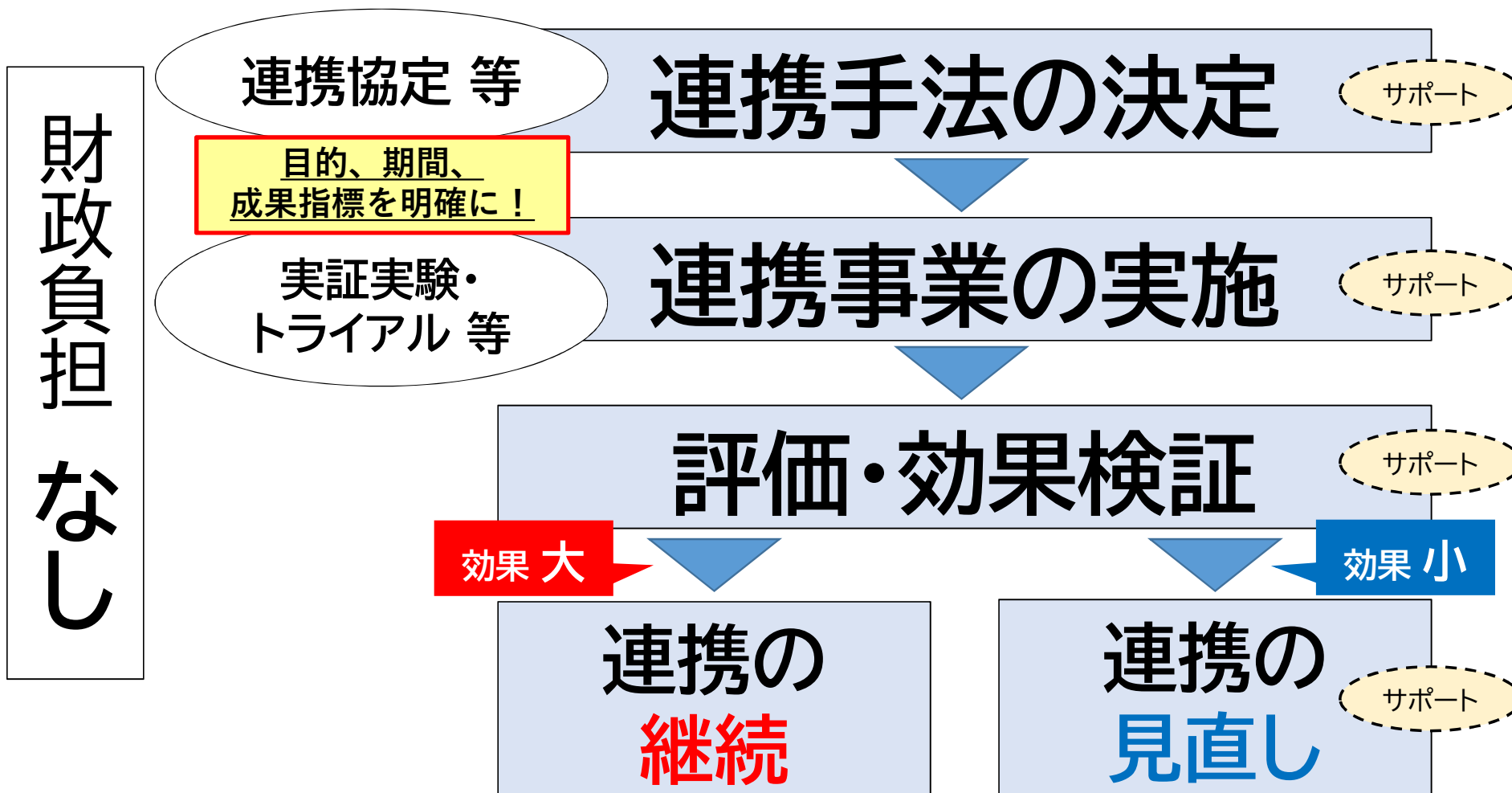
財政負担
あり
(見込含む)

⇒11ページへ

7. 公民連携のプロセス(財政負担なし)

担当課

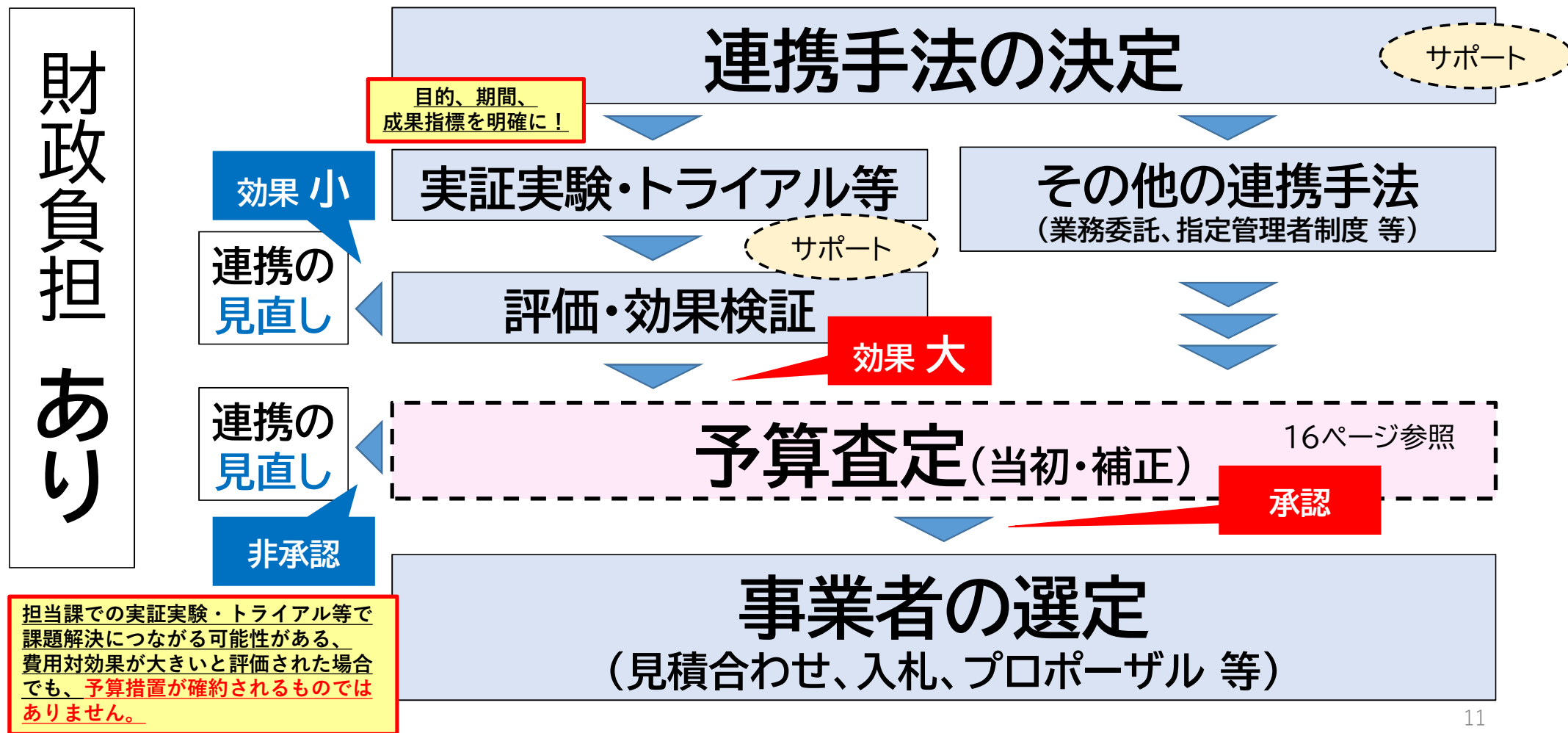
公民連携デスク



7. 公民連携のプロセス(財政負担あり)

担当課

公民連携デスク



8. 公民連携の手法



①連携協定の締結

防災、環境、産業、福祉など幅広い分野において市と連携して事業に取り組むため、基本的な内容を取り決めた協定を締結します。

- ・事業連携協定 = 特定の分野で連携する場合
- ・包括連携協定 = 分野を特定せず、幅広い分野で連携する場合

【主な取組事例】

- ・まちづくりや地方創生に関する支援
- ・災害時の様々な支援
- ・食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組
- ・アプリを活用した健康的な生活習慣の定着と地域活性化に関する取組
- ・カーボンニュートラルに関する取組
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護



8. 公民連携の手法



②その他の連携手法

- ・連携の目的や性質に応じて、下表のような手法を選択します。
- ・市の財政負担を伴う場合や、広く事業者を募集する必要があると判断した場合は、入札・公募等を実施します。



連携手法名	概要
業務委託	行政が担当すべき分野の事業を、行政にはない優れた特性を持つ第三者に契約をもって委ねる手法
指定管理者制度	民間のアイデアやノウハウを活かして公の施設の管理、運営を行う手法 ※磐田市総合体育館、アミューズ豊田、リバーラ磐田市営駐車場等
広告掲載	市のホームページ、広報、印刷物等を民間事業者の広告媒体として活用する手法 ※ホームページ、各種パンフレット・封筒等
ネーミングライツ	公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称等をつける権利でその対価により施設等の運営等に役立てる手法 ※ららぽーと通り、Revsサークル(御厨駅北口広場)
PFI	民間の資金・経営能力・技術力を生かして公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法



9. 連携にあたって求める要件

連携の対象とする民間事業者

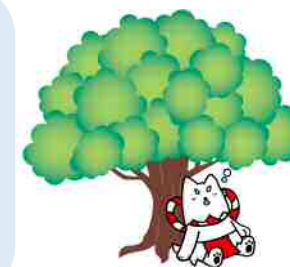
次の要件をすべて満たす者であること

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- ・磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱(平成23年磐田市告示第55号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- ・磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱(平成25年磐田市告示第72号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- ・市税、法人税、消費税及地方消費税を滞納していないこと
- ・次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始後の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ・その他事業連携協定等の対象としてふさわしくないと市長が認める者でないこと

実施する連携事業

次のいずれにも該当しないこと

- ・事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治性又は宗教性のあるもの
- ・法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの
- ・その他不相当であると市長が認めるもの





10. 連携にあたっての留意点

- ①提案者が必ずしも事業実施者になるとは限りません。
提案の性質等(市の財政負担の有無や公平性の確保の必要性など)により、入札又は公募等の手続きを経ることがあります。
- ②提案の成立・不成立にかかわらず、市は提案や対話等にかかる一切の費用(企画や打ち合わせ等にかかる人件費・交通費などを含む)の補填や賠償をしません。
- ③提案者が提出した提案書が第三者の有する知的財産権を侵害し、損害の賠償等の必要措置を講じなければならない場合は、提案者にその賠償を負担し、又は必要な措置を講じていただく必要があります。
- ④提案内容は、ホームページ等に公表する場合があります。
公表を望まない場合は事前にご相談ください。
- ⑤単なる要望や陳情、苦情等は受け付けできません。





11. 参考資料

地方自治体の一般的なスケジュール



- ・ほとんどの新規事業予算は、**2月議会の当初予算**で成立します。
※補正予算・・・自然災害対応など緊急的事業の執行に組まれる予算
- ・新規事業の提案は、**早ければ早いほど**予算化の検討がしやすく、1月以降は当初予算案がほぼ確定しているため、提案事業の予算化の可能性は限りなく低くなることが想定されます。

12. お問い合わせ先



「安心できるまち・人が集まる磐田市」を目指すため

みなさまのご相談・ご提案をお待ちしています。
お気軽に担当までお問い合わせください。

担当:磐田市公民連携デスク(磐田市企画部政策推進課内)

■場 所 磐田市役所4階

■連絡先 TEL :0538-37-4805

E-mail:kikaku@city.iwata.lg.jp

